

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年9月15日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

四日市市農委規程第2号

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会事務局規程（昭和36年農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、組織、事務分掌その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(組織及び職制)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、副参事又は次長補佐その他の職員を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員のほか必要な場合には、事務局に参事を置くことができる。</p> <p>3 事務局長には四日市市商工農水部長又は商工農水部理事を充て、参事には商工農水部次長を充て、<u>事務局次長には商工農水部農水振興課長</u>をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）第3条第2項の規定は、事務局にこれを準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、組織、事務分掌その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(組織及び職制)</p> <p>第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、副参事又は次長補佐その他の職員を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員のほか必要な場合には、事務局に参事を置くことができる。</p> <p>3 事務局長には四日市市商工農水部長又は商工農水部理事を充て、参事には<u>四日市市商工農水部次長</u>をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）第3条第2項の規定は、事務局にこれを準用する。</p>

第2条の2 事務局長は、会長の命を受け委員会に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 参事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 事務局次長は、事務局長、事務局参事を補佐し、事務局に関する事務を掌理する。

4 副参事又は次長補佐は、事務局次長を補佐して事務局の事務に従事し、次長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務の分掌)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)

第6条第1項から第3項に規定する事務

(2) 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年規則第36号)に基づき市長が委員会に委任した事務

(3) その他委員会の所掌事務を行うために必要な事務

(職員の定数)

第4条 第2条に規定する事務局の職員の定数は、四日市市職員定数条例(昭和36年四日市市条例第6号)の定めるところによる。

(事務の処理)

第2条の2 事務局長は、会長の命を受け委員会に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 参事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 事務局次長は、事務局長、事務局参事を補佐し、事務局に関する事務を掌理する。

4 副参事又は次長補佐は、次長を補佐して事務局の事務に従事し、次長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務の分掌)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)

第6条第1項から第3項に規定する事務

(2) 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年規則第36号)に基づき市長が委員会に委任した事務

(3) その他委員会の所掌事務を行うために必要な事務

(職員の定数)

第4条 前条に規定する事務局の職員の定数は、四日市市職員定数条例(昭和36年四日市市条例第6号)の定めるところによる。

(事務の処理)

第5条 事務の処理に当たっては、会長の決裁を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については事務局長、事務局次長において専決することができる。

事務局長専決事項

- (1) 委員会の議決に係る許可書及び証明書（生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者についての証明書を除く）の交付並びに関係書類の進達に関すること。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。
- (3) 農地法に基づく農地の買収又は売渡及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく登記事務に関すること。
- (4) その他会長において事務局長の専決事項と指定した事項
- (5) 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項

事務局次長専決事項

- (1) 生産緑地法第10条の規定に

第5条 事務の処理に当たっては、会長の決裁を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については事務局長、事務局次長において専決することができる。

事務局長専決事項

- (1) 委員会及び農地部会の議決に係る許可書の交付及び関係書類の進達に関すること。
- (2) 農地部会に属する権限事務のうち農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。
- (3) 農地法に基づく農地の買収又は売渡及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく登記事務に関すること。
- (4) その他会長において事務局長の専決事項と指定した事項
- (5) 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項

事務局次長専決事項

基づく農業の主たる従事者について
の証明書の交付に関する
こと

- (2) 農地等の利用関係について
のあっせん及び争議の防止に
関すること。
- (3) 農業者年金基金に
関すること。
- (4) 農地対価等の徴収に
関すること。
- (5) 諸証明の発行に
関すること。
- (6) 農家農地基本台帳の
補充整備に
関すること。
- (7) 四日市市事務専決規程別表
第1に定める課長専決区分に
掲げる事
項

- (1) 農地等の利用関係について
のあっせん及び争議の防止に
関すること。
- (2) 農業者年金基金に
関すること。
- (3) 農地対価等の徴収に
関すること。
- (4) 諸証明の発行に
関すること。
- (5) 農家農地基本台帳の
補充整備に
関すること。
- (6) 四日市市事務専決規程別表
第1に定める課長専決区分に
掲げる事
項

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。

(農業委員会事務局)